

福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、その他関係国土交通省令によるほか、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日国住備第160号）に基づき、高齢者世帯への優良な賃貸住宅の供給の拡大を図るため、予算の範囲内において、福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 実施主体、補助対象事業、補助対象経費等は、別表のとおりとする。

(交付申請及び交付決定)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助対象となる事業に着手する前に福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定し、福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村に通知するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

3 第1項に規定する申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第4条 前条第2項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の対象である事業（以下「補助事業」という。）の内容について、次の変更をしようとするときは、福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(1) 補助金額の変更

(2) 補助対象経費の20%を超える増減

2 知事は、前項の変更交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金の交付決定を変更し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

3 第1項に規定する申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(実績報告書)

第5条 補助事業者は、交付決定のあった年度の翌年度の4月10日までに福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(額の確定)

第6条 知事は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調

査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定による額の確定を受けた補助事業者は、福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金請求書（様式第6号）により、知事に補助金を請求するものとする。

（検査及び報告）

第8条 知事は、補助金の交付について必要があると認めるときは、補助事業者に対し検査を行い、又は報告を求めることができる。

（台帳等の作成及び保存）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金の対象となった事業の実施状況、当該補助金の使途等明らかにした台帳、書類その他必要と認められる図書を整備し、これを5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、改正後の福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の補助金について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月31日から施行し、改正後の福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の補助金について適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要綱の規定により交付を受けている補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

実施主体	補助対象事業	補助期間	補助対象経費	補助率等
改正前の福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けており、かつ、引き続き高齢者向け優良賃貸住宅から地域優良賃貸住宅への転用に伴う供給計画の認定事業者のある市町村	地域優良賃貸住宅制度要綱第19条第1項に基づく高齢者の居住の安定の確保に関する計画の推進及び地域優良賃貸住宅（転用型）認定事業者の行う管理業務への助言並びに指導業務	地域優良賃貸住宅（転用型）の管理を開始した年度から起算して20年間（高齢者向け優良賃貸住宅の管理開始から40年間）が終了する日まで	対象経費は、以下のとおりとする。 人件費：報酬、給料、職員手当、共済費 旅費：旅費 庁費：需用費、役務費、委託料、使用料及び手数料	補助対象経費の2分の1以内とし、当該額に千円未満の端数があるときは切り捨てるものとする

